

確定申告

所得税の確定申告、市県民税（兼国民健康保険税）の申告をお忘れなく！

所得税・市県民税の申告

2月16日(木)から
3月15日(木)まで

早めの準備で正しい申告

今年も所得税の確定申告、市県民税（兼国民健康保険税）の申告時期が近づいてきました。10・11ページの日程で、申告・相談の受け付けを行います。早めの準備をお願いすると共に、やむを得ない場合を除き、指定日時の申告をお願いいたします（土・日は休みとなります）。

市県民税の申告

◎申告が必要な人

原則として、平成24年1月1日現在で南島原市に住所がある人は、次の(1)から(3)に該当する人を除き申告が必要です。国民健康保険加入世帯は、保険税減額判定のため、または所得証明書などの公的証明書の発行のために申告が必要です。収入がない場合も、必ず申告を行ってください。

所得税の確定申告

◎申告が必要な人

- 平成23年中の合計所得が、各種所得控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除など）の合計を超える人
- 給与の年収が2千万円を超える人
- 土地や建物などを売った人
- 1力所から給与を受けていて、給与や退職所得以外の所得合計が20万円を超える人
- 2力所以上から給与を受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計が20万円を超える人

- 税務署へ確定申告をした人
- 前年中の所得が給与だけの人で、勤務先から給与支払報告書が南島原市に提出されている人
- 前年中の所得が公的年金だけの人で、年金支払者から公的年金等支払報告書が南島原市に提出されている人

所得税・市県民税の主な変更点

◎扶養控除の見直し

年少扶養親族（年齢16歳未満）に対する扶養控除が廃止されます。特定扶養親族（年齢16歳以上23歳未満）のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分（所得税25万円、住民税12万円）を廃止し、扶養控除の額が所得税38万円、住民税33万円とされます。

◎同居の特別障害者に対する障害者控除の見直し

これまで同居特別障害者の加算控除額（所得税35万円、住民税23万円）は扶養控除の額に加算されていましたが、年少扶養親族（16歳未満）に対する扶養控除が廃止されたことに伴い、特別障害者の障害者控除（所得税40万円、住民税30万円）の額に加算することになります。これにより、同居特別障害者の

の障害者控除の額が所得税75万円、住民税53万円になります。

◎個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ

寄附金税額控除の適用限度額を5千円から2千円に引き下げます。※平成23年1月1日以後に支払った寄附金から適用されます。

◎東日本大震災義援金に関する寄附金控除の取り扱い

個人または法人が、東日本大震災に対して義援金を寄附する場合、所得税および市県民税寄附金控除の対象となり、税の優遇措置が受けられます。詳しくは、税務課へお尋ねください。

確定申告書を作成される人へ～国税庁ホームページ～

<http://www.nta.go.jp>

「確定申告書等作成コーナー」で「申告書」が作成できます！

金額等を入力して
自分で簡単に申告書が作成できる
「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色決算書などが作成できます。

作成が終わったら…
印刷して郵送等で提出
作成した申告書等のデータは、印刷して税務署に郵送等で提出することができます。

インターネットで送信 e-Tax
国税電子申告・納税システム
電子送信するためには、公的個人認証付住基カード等が必要です。

市では、税務課または各支所を会場に、記載方法などの相談を行っています。確定申告でわからないことがありましたら、申告に必要な書類などを準備しておいてください。

※毎年3月に入ると窓口は大変混み合います。早めに申告書の提出をお願いします。

税務課 ☎050(3381)5023
島原税務署 ☎0957(62)3281 (自動音声にてご案内します)

- 確定申告に関するお問い合わせは「0」
- 国税に関する一般的なご相談は「1」
- 税務署からの照会やお尋ねまたは職員にご用の方は「2」

消費税に関する相談会を行います

■受付時間 午前9時～午後4時

期日	受付会場
2月17日(金)	口之津庁舎 別館1階会議室
2月20日(月)	総合福祉センター「希望の里」2階大会議室
2月21日(火)	南有馬庁舎 3階大会議室
3月1日(木)	有家庁舎 2階会議室
3月2日(金)	西有家庁舎 3階大会議室

申告に必要なもの

- 印鑑
- 源泉徴収票原本（給与や年金収入のある人）
- 収入、支出が明らかになる帳簿、領収書など所得算定に必要なと思われる書類
- 控除を受ける国民年金保険料控除証明書、生命・地震保険料の支払証明書、医療費領収書など（医療費控除を受ける場合は、個人別、病院別に領収書を仕分けしてください）。
- 金融機関預金通帳（還付時の口座確認のため）